

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 大会議室

○議事日程

平成24年9月7日（金曜日）午前10時 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について

○出席委員（33名）

1番 内藤 雅夫 君	2番 大竹 誠 君	3番 東山 武司 君
4番 栗倉 秀夫 君	5番 小川 亮二 君	6番 深川 俊朗 君
8番 大澤 慶一 君	9番 沼田 久男 君	10番 天野 邦男 君
11番 兼村 正美 君	12番 石木 治男 君	13番 篠田 権三 君
14番 村井 雅之 君	16番 山本 武 君	17番 足立 孝弘 君
18番 中村 睦明 君	19番 美濃羽 久 君	20番 鈴木 和道 君
21番 土屋 尊史 君	22番 土屋 顯弘 君	23番 丹羽 喜和 君
24番 相宮 千秋 君	25番 永井 博光 君	26番 野村 茂 君
27番 林 修美 君	28番 長屋 芳成 君	29番 日置 香 君
30番 藤川 勝 君	31番 村上 忠一 君	32番 伊佐地鐵夫 君
33番 川村 信子 君	35番 岩田 幸子 君	36番 三輪 正善 君

○欠席委員（3名）

7番 加藤 徹 君	15番 山田 公平 君	34番 長尾 初恵 君
-----------	-------------	-------------

○委員以外の出席者

農業委員会事務局長	玉田 和久 君	農業委員会事務局課長補佐	渡辺 悟 君
農業委員会事務局主査	古田 考幸 君	板取事務所 主任主査	長屋 一也 君
武芸川事務所 主任主査	永井 治美 君	武儀事務所 課長補佐	川島 友教 君
上之保事務所 課長補佐	土屋 一夫 君	洞戸事務所 主任主査	河村 茂 君

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） それでは、これから農業委員会総会を始めさせていただきます。まず、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、はじめに深川俊朗会長からご挨拶をお願いします。

○議長（深川俊朗君） まだまだ、暑く午後からの農作業に支障がありますが、既に稲刈りが始まっておる地区もあります。昨年と比較しますと、若干の削減となっておりますが、夏の暑さの加減かと思われま

す。昨日、岐阜県の農業会議から、岐阜県の農政につきまして要請いたしました。そこで10月になりましたら関市の農業政策につきまして、市議会議員との農政懇談会を開催したいと考えております。

また、本日は午後からは、会場を移動しまして岐阜県の農業委員研修会がありますのでよろしくをお願いします。

それでは、本日は経済部長が議会中で欠席のため、事務局長にあいさつをお願いします。

○農業委員会事務局長（玉田和久君） おはようございます。9月に入りましたが、暑い日が続いております。今年も、台風や集中豪雨などの大きな被害もなく安心しておりますが、これから収穫の最盛期を迎えますが被害のないことを願っております。

現在、農務課では、人・農地プランの策定に向けアンケートをお願いしております。この集計が終わりましたら、各地域において座談会を開く計画をしております。その折には、農業委員、農政推進委員の皆様にご協力をお願いします。

○議長（深川俊朗君） ただ今から、関市農業委員会総会を開きます。本日は、7番 加藤 徹委員、15番 山田公平委員、34番 長尾初恵委員が欠席ですが、会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会が成立しました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

31番 村上忠一委員、32番 伊佐地鐵夫委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。なお、7番案件につきましては、8番 大澤慶一委員の関連議案のため、他の案件の採決の後に議題といたします。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、7番案件を除いて説明させていただきます。

1番の案件は、位置図は1ページになります。

使用貸借件の設定で、申請地は大杉地内、大杉公民館の西150mほどに位置する農振農用地の田2筆、同じく南西200mほどに位置する農振農用地の田2筆、計4筆、3,268㎡です。

使用借人は、申請地を借り受け、耕作の規模拡充を図り農業経営に努力したい。使用貸人は申し出に応じたものです。

8月20日に現地確認し、田で農地性有りと確認しました。4番の案件と同時許可案件です。

続いて、2番の案件は、位置図は2ページになります。

所有権移転で、申請地は東田原地内、東田原公民館の南250mほどに位置する農振農用地の田、

841㎡です。

譲受人は、申請地の取得により農業経営規模の拡充を図りたい。譲渡人は申し出に応じ譲り渡すものです。

8月20日に現地確認し、田で農地性有り確認しました。

続いて、3番の案件は、位置図は3ページになります。

所有権移転で、申請地は西田原地内、育苗施設田原営農組合の東170mほどに位置する農振農用地の田、243㎡です。

申請人は親子で、譲受人は、譲渡人である父より申請地を譲り受け、農業耕作を継続発展させ、農業経営基盤の安定拡充を図りたいというものです。

8月20日に現地確認し、畑で農地性有り確認しました。

続いて、4番の案件は、位置図は4ページになります。

所有権移転で、申請地は西田原地内、大杉公民館の北西150mほどに位置する畑、327㎡です。

譲受人は、耕作地の規模拡充のため申請地を譲り受けたいというもの。譲渡人は、申し出に応じ贈与により譲り渡すものです。

8月20日に現地確認し、畑で農地性有り確認しました。

1番の案件と同時許可案件です。

続いて、5番の案件は、位置図は5ページになります。

所有権移転で、申請地は下有知地内、きくいけ整形外科の東70mほどに位置する農振農用地の田、1,474㎡です。

譲受人は、農業経営拡大・拡充のため申請地を譲り受けたいというもの。譲渡人は、多忙により農業経営が不十分なため、申し出に応じ譲り渡すものです。

8月20日に現地確認し、畑で農地性有り確認しました。

続いて、6番の案件は、位置図は6ページになります。

所有権移転で、申請地は倉知地内、スギ薬局の北に隣接する市道沿いの農振農用地の田、621㎡です。

申請人は親子で、譲受人である息子は農業経営の充実を図りたい。譲渡人は高齢により農業経営が不十分なため、贈与により営農を任せたいというものです。

8月20日に現地確認し、田で農地性有り確認しました。

続いて、8番の案件は、位置図は8ページになります。

所有権移転で、申請地は板取門出地内、板取保健センターの北、板取川左岸側に300mほどの範囲に点在する農振農用地の田畑、計14筆、4,276㎡です。

譲受人は、申請地が実家の近くであり、農地を譲り受け、農業に従事したい。譲渡人は体調が悪く耕作が難しいため申し出に応じ譲り渡すものです。

8月20日に現地確認し、田・畑で農地性有り確認しました。

以上、所有権移転に関するもの6件、使用貸借権の設定に関するもの1件の、計7件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○4番（栗倉秀夫君） 1番、2番、3番、4番について異議ありません。

- 8 番（大澤慶一君） 5 番について異議ありません。
- 1 1 番（兼村正美君） 同じく 5 番について異議ありません。
- 9 番（沼田久男君） 6 番について異議ありません。
- 2 8 番（長屋 芳成君） 8 番について異議ありません。
- 議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第 1 号の 7 番案件を除く 7 件について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第 1 号の 7 番案件を除く所有権移転に関するもの 6 件、使用貸借権の設定に関するもの 1 件の、計 7 件につきまして、原案のとおり許可することといたします。

次に、農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見についての 7 番案件について事務局の説明を求めます。

（8 番 大澤慶一君、関連議案のため退席）

- 事務局課長補佐（渡辺 悟君） 7 番の案件は、位置図は 7 ページになります。

所有権移転で、申請地は下有知地内、JAめぐみの関経済センターの北東 100m ほどに位置する田、1, 131㎡です。

譲受人は、申請地を買い受け、農業経営の拡大を図りたい。譲渡人は相続により取得したが、居住地から遠く、管理が困難なため申し出に応じたものです。

8 月 20 日に現地確認し、田で農地性有りと確認しました。

以上、所有権移転に関するもの 1 件につきまして、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしく御審議をお願いいたします。

- 議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

- 10 番（天野邦男君） 7 番について異議ありません。

- 議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第 1 号の 7 番案件について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第 1 号の 7 番案件を原案のとおり許可することといたします。

（8 番 大澤慶一君、入席）

次に、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

- 事務局課長補佐（渡辺 悟君） 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について、説明させていただきます。

1 番の案件は、位置図は 9 ページになります。

申請地は、東新町 5 丁目地内、のぞみ第 2 幼稚園の南 200m ほどに位置する田、24㎡です。

申請地は、都市計画道路整備事業の用地買収により、狭小な残地となり、田としての利用が困難であることから、隣接する申請人所有の共同住宅の敷地への乗入れとして利用したいというものです。

8月20日に現地確認し、田で農地性有りと確認しました。

なお、農地の区分は用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

続いて、2番の案件は、位置図は10ページになります。

申請地は下有知地内、(株)大野ナイフ製作所の西120mほどに位置する田畑、計3筆、1,209㎡です。

申請人は、隣接地に居住しており、一部を自己の倉庫・庭として利用したい。また、住宅地のため周辺住民の要望により貸駐車場として整備したいというものです。

8月20日に現地確認し、田で農地性有りと確認しました。

なお、農地の区分は用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

続いて、3番の案件は、位置図は11ページになります。

申請地は東貸上地内、関信用金庫の北西40mほどに位置する、県道沿いの田、計2筆、954㎡のうち308.93㎡です。

申請人は、息子が住宅を建築することになったため、申請地を宅地として造成し貸付けるというものです。8月20日に現地確認し、田で農地性有りと確認しました。なお、農地の区分は用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

続いて、4番の案件は、位置図は12ページになります。

申請地は洞戸地内、道の駅ラステンほらどの西800mほどに位置する田、29㎡です。

申請人は、申請地が山際で、周囲も道路・山林に囲まれており、農耕に適さないため植林したいというものです。

8月20日に現地確認し、山林の状況であったため、始末書の添付があります。なお、農地の区分は、周辺に代替地がなく、中山間地域の未整備小規模農地のため、第2種農地と判断されます。

以上4件について、御審議をお願いします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○1番（内藤雅夫君） 1番について異議ありません。

○8番（大澤慶一君） 2番について異議ありません。

○11番（兼村正美君） 3番について異議ありません。

○27番（林 修美君） 4番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第2号の4件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

1番の案件は、位置図は13ページになります。

所有権移転で、申請地は大杉地内、エア・ウオーター・ゾル(株)岐阜工場の南150mほどに位置する畑、957㎡のうち621.32㎡です。

譲受人は、現在居住している住宅が手狭になっているため、申請地を譲り受け、自己の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、高齢より農地管理に支障をきたしており、譲受人である娘夫婦の申し出に応じ譲り渡すものです。

8月20日に現地確認し、畑で農地性有りを確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、住宅、事業施設が連坦しており、第3種農地と判断されます。

2番の案件は、位置図は14ページになります。

所有権移転 申請地は大杉地内、大杉公民センターの北西150mほどに位置する登記地目が宅地で、現況地目が畑、53.76㎡と隣接の畑18㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農家住宅の庭敷地として整備し、生活基盤の安定拡充を図りたいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すものです。

8月20日に現地確認し、畑で農地性有りを確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、住宅、事業施設が連坦しており、第3種農地と判断されます。

3番の案件は、位置図は15ページになります。

所有権移転 申請地は大杉地内、(有)藤田熱処理の東50mほどに位置する、市道沿いの畑、2筆、計620㎡です。

譲受人は、申請地南側で空調設備工事業を営んでおり、資材置場を確保したいというもの。譲渡人は、申請地が自宅から離れており、申し出に応じ譲り渡すものです。

8月20日に現地確認し、畑で農地性有りを確認しました。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、住宅、事業施設が連坦しており、第3種農地と判断されます。

4番の案件は、位置図は16ページになります。

所有権移転 申請地は大杉地内、準栄工業㈱の西に位置する、市道に接する畑、113㎡です。

譲受人は、金属加工業を営んでおり、作業場・倉庫及び従業員駐車場として、隣接の一体利用地とともに利用したい。譲渡人は申請地の形状が悪く、耕作に向かないため、申し出に応じるものです。

8月20日に現地確認し、畑で農地性有りを確認しました。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、住宅、事業施設が連坦しており、第3種農地と判断されます。事業計画変更申請の1番の案件と同時許可案件です。

5番の案件は、位置図は17ページになります。

所有権移転 申請地は志津野地内、長坂集会所の北東200mほどに位置する、市道沿いの畑、360㎡のうち71.03㎡です。地積測量図の添付があります。

申請人は、申請地を譲り受け、自己の駐車場として利用したいというもの。譲渡人は、高齢により農地として維持管理が困難であり、申し出に応じ譲り渡すものです。

8月20日に現地確認し、畑で農地性有りを確認しました。

なお、農地の区分は、周辺に代替地がなく、中山間地域の未整備小規模農地のため、第2種農地と判断されます。

6番の案件は、位置図は18ページになります。

所有権移転 申請地は明生町1丁目地内、中濃保育園の南西200mほどに位置する、畑、210㎡です。

譲受人は、現在アパートに居住しているが、手狭になっているため申請地を譲り受け、自己の住宅を建築したいというものです。

譲渡人は、梅畑として耕作してきたが近隣の住宅化で農薬散布に支障があるため、申し出に応じるもの。8月20日に現地確認し、畑で農地性有りと確認しました。

なお、農地の区分は、用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

7番の案件は、位置図は19ページになります。

所有権移転 申請地は戸田地内、戸田転作促進技術研修センターの南西200mほどに位置する畑、550㎡です。

譲受人は、現在アパートに居住しているが、手狭になっているため、申請地を譲り受け、自己の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、相続により申請地を取得したが、耕作用具の不足により農地管理が困難なため、申し出に応じるものです。

8月20日に現地確認し、畑で農地性有りと確認しました。

また、隣接農地の1筆について、親族間の相続問題により、所有者が未確定の状況で、隣地承諾がいただけない旨の理由書の添付があります。

この隣接地は、登記名義人の死亡時から不耕作で、雑種地に近い状況であり、農地転用による申請行為で被害を及ぼすことはないと思われます。また、万が一被害を及ぼすことがあれば、申請人の責任において対処されることが確約されており、適正な農地転用がなされるものと判断します。

8番の案件は、位置図は20ページになります。

所有権移転で、申請地は広見地内、㈱グリーンベル関工場の西100mほどに位置する畑、31㎡です。

譲受人は、現在アパートに居住しているが、手狭になっているため隣接地に自己の住宅を建築するが、進入路がないために申請地を譲り受け、自己の住宅への進入路としたいというもの。譲渡人は申し出に応じるものです。

8月20日に現地確認し、畑で農地性有りと確認しました。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、住宅、事業施設が連坦しており、第3種農地と判断されます。事業計画変更申請の2番の案件と同時許可案件です。

9番の案件は、位置図は21ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は広見地内、㈱グリーンベル関工場の北100mほどに位置する登記簿地目が原野で現況が畑、1筆、と隣接の畑、計2筆、372㎡。使用借人は、現在賃貸住宅に住んでいるが、子供の就学に伴い、自己の住宅を建築したい。使用貸人は義父で、申し出に応じ貸与するものです。

使用貸借の期間は、50年間としています。

8月20日に現地確認し、畑で農地性有りと確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、住宅、事業施設が連坦しており、第3種農地と判断されます。

10番の案件は、位置図は22ページになります。

所有権移転で、申請地は小瀬長池地内、三洋堂書店新関店の南80mほどに位置する畑、331㎡です。

譲受人は、居住しているアパートが手狭となっており、日常生活に利便性が良い申請地に自己の住宅を建築したい。譲渡人は、高齢により耕作が困難であり申し出に応じるものです。

8月20日に現地確認し、畑で農地性有りと確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

11番の案件は、位置図は23ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は小瀬地内、ワークマン関店の北80mほどに位置する田、1,990㎡のうち330.58㎡。地積測量図の添付があります。

使用借人は、現在アパートに住んでいるが、手狭となっているため、申請地を借り受け、自己の住宅を建築したい。使用貸人は義父で、申し出に応じ貸与するもの。使用貸借の期間は、30年間としています。

8月20日に現地確認し、田で農地性有りと確認しました。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、住宅、事業施設が連坦しており、第3種農地と判断されます。

12番の案件は、位置図は24ページになります。

賃貸借権の設定 申請地は小屋名地内、とれたた広場の北、市道を挟んで隣接する田、3筆、計3,564㎡です。開発行為許可申請中です。

賃借人は、既存の関店店舗の敷地が手狭になり、店舗・修理工場も老朽化しているため、申請地を借り受けて移転したいというもの。賃貸人は、譲受人の申し出により貸付けるものです。

賃貸借の期間は35年間としています。8月20日に現地確認し、田で農地性有りと確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、住宅、事業施設が連坦しており、第3種農地と判断されます。

13番の案件は、位置図は25ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は武芸川町八幡地内、グループホーム武芸川あかねの南西100mほどに位置する畑、105㎡です。

申請人は親子で、使用借人の娘夫婦は、賃貸住宅に居住しているが、母親の所有する申請地の既設住宅を改築し両親と同居したい。使用貸人は申し出に応じ貸付けるものです。

使用貸借の期間は30年間としています。

8月20日に現地確認し、宅地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、住宅、事業施設が連坦しており、第3種農地と判断されます。

14番の案件は、位置図は26ページになります。

所有権移転は、申請地は武芸川町跡部地内、跡部1号組集会場の北80mほどに位置する畑、121㎡です。

譲受人は、申請地の隣接地に居住しているが、敷地が手狭となっており、利便性が悪いので、申請地を譲り受け駐車場・庭として利用向上を図りたい。譲渡人は、申し出に応じ譲り渡すものです。

8月20日に現地確認し、宅地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、住宅、事業施設が連坦しており、第3種農地と判断されます。

以上、所有権移転に関するもの10件、賃貸借権の設定に関するもの1件、使用貸借権の設定に関するもの3件の、計14件につきまして、御審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○4番（栗倉秀夫君） 1番、2番、3番、4番について異議ありません。

○6番（深川俊朗君） 5番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） 6番については、担当委員の7番 加藤 徹君が欠席ですが、異議ない旨報告がありました。

○13番（篠田権三君） 7番について異議ありません。

○14番（村井雅之君） 8番、9番について異議ありません。

○15番（山本 武君） 10番、11番について異議ありません。

○17番（足立孝弘君） 12番について異議ありません。

○24番（相宮千秋君） 13番について異議ありません。

○25番（永井博光君） 14番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号の14件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第3号の所有権移転に関するもの10件、賃貸借権の設定に関するもの1件、使用貸借権の設定に関するもの3件の、計14件を岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第4号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について、説明させていただきます。

1番の案件は、位置図は27ページになります。

申請地は大杉地内、準栄工業(株)の西に接する畑、5筆、1,337.11㎡です。

当初事業計画者は、平成24年8月に転用許可により、作業場・倉庫・従業員駐車場として利用する計画で土地を購入したが、当初計画時より従業員数が増加し、駐車場敷地が不足することから、当初の計画地北側に隣接する、土地を譲り受け、事業地の拡大をすることとしたものです。

8月20日に現地確認し、畑で農地性有りと確認しました。

5条の4番の案件と同時許可案件です。

2番の案件は、位置図は28ページになります。

申請地は広見地内、(株)グリーンベル関工場の西100mほどに位置する田畑、計2筆、404㎡です。

当初事業計画者は、昭和47年4月に転用許可により、自らが経営する会社の従業員の宿舍を建設する計画で土地を購入したが、計画がなくなり現在に至っていた。

承継者は、家族が増えアパートが手狭となっていたため、自己の住宅を建てるため本申請地を譲

り受けることとし、さらに進入路がないため、隣接の畑を一体利用地として確保するものです。

8月20日に現地確認し、畑で農地性有りと確認しました。

5条の8番の案件と同時許可案件です。

3番の案件は、位置図は29ページになります。

申請地は上之保明ヶ島地内、小那比川松本橋の北200mほどに位置する県道沿いの畑、計6筆、1,376㎡です。

当初事業計画者は、平成23年5月に、残土・資材置場として、一時転用許可を受けたが、新たな工事を請け負ったため、引き続き残土・資材置場として合理的に利用するため、平成25年1月末日まで期間延長したいというものです。

以上、3件につきまして、御審議をお願いします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○4番（栗倉秀夫君） 1番について異議ありません。

○14番（村井雅之君） 2番について異議ありません。

○21番（土屋尊史君） 3番について異議ありません。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第4号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第4号を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

以上をもちまして、議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について事務局の説明を求めます。

○事務局主査（古田考幸君） 農地利用状況調査の実施について説明する。

○21番（土屋尊史君） 耕作放棄地となる前に、農地の貸借の斡旋についての対策を検討してもらいたい。

○14番（村井雅之君） 耕作放棄地の所有者が、遠方に居住している場合の対策が必要と思われる。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 次回の総会は10月9日午前10時からの予定です。

また、9月の主な行事予定は、9月18日が転用申請等受付締切日で、9月19日、20日が転用申請等現地確認日で9月28日が農業会議答申日です。9月25日は、関市農政推進委員会総会があります。

なお、本日は総会終了後、岐阜グランドホテルにて平成24年度農業委員研修会があります。

○議長（深川俊朗君） これをもちまして閉会といたします。ご苦勞様でございました。

午前11時10分 閉会